

# M O C 通信



『マリン・オフィス・クラブ (Marine Office Club)』（略称：MOC・モック）は、1985年、「ひとりぼっちの事務員をなくそう」のスローガンの下、神奈川県内の法律事務所職員を中心に結成されました。定期的な業務研修会やBBQ・スポーツ大会・忘年会等のイベントを企画運営し、会員の親睦とスキルアップを図ることを主な活動内容としています。毎年、研修やイベントを続々と企画していますので、興味のある方は是非ご参加ください。また、ホームページ (<http://moc-lo.net/>) では、本紙面では伝えきれない情報や研修・イベントの案内等を発信し、同時に入会申込、研修申込、質問等も承っております。皆さんからのアクセスお待ちしております。

## MOC研修会報告

### \* 2月「送達」の研修

今回の研修は、ゼミ形式で実務経験を出し合いながらやろうと言うことで「送達」にテーマを絞って行いました。

MOCの研修では初級研修をメインに行っていますがそれぞれが自由に発言できるゼミ形式になると話が難しくなる可能性もあり仕切りが大変だなあと感じていましたが皆さんのご協力できっちり時間どおり終わらせることができました。普段何気なく行っている「送達」も深く掘り下げると面白いモンだと講師ながらに思いました。

「講義」＋「経験談」の形式は実験的ではありましたがこれからも続けていこうと思っています。

基本を押さえた方はもちろん色々な経験をお持ちのベテラン事務員さんも是非ご参加下さい。以下、参加者の感想です。

### 感想

先日「送達」についての研修会に参加し、送達とはこんなに奥深いのか！と感じました。

日頃から業務として行っている事も「送達」だったこと、年末や土日祝日の場合や特別送達を受け取ることができる人・年齢・・・など、「送達」には理由がありそし

て色々な方法があるという事を知りました。また、「弁護士が数日不在になる時に特別送達が届いた場合は？」など日常的な疑問については、他の事務所の方はどうしているのか聞いて参考にもなり、今回の研修会は送達についてとても勉強になりました。そして、研修会後からどうしても気になることがあります。公示送達で掲示を見て裁判所に来た方は過去にいたのでしょうか？

横浜はばたき法律事務所 吉原友美

### \* 3月「登記」研修

3月28日(金)に開港記念会館にて「登記の見方、登記申請」の研修会を行いました。登記申請」の研修会を行いました。

参加者は16名で 登記申請に関する諸問題を取り上げたことで、通常は登記簿謄本を取るくらいしか仕事では関わらない事務所の方にとっても、興味深かったのだと思います。ただ、当日、会場を勘違いされた方がおられたことで、折角参加するつもりでおられたのにご参加出来なかったことで、役員一同、大変申し訳無く思っております。今後は、事前の案内の方法や、参加勧誘を兼ねて当日会員メールで再告知するなど、より分かり易い方法を考えていきたいと思っ研修会報告(TR)ております。

研修会後は恒例の懇親会で楽しく盛り上がりました。では皆さんからの感想です。

#### 感想

研修では書籍等を書いていない実務的な些細なことを聞けるのでなるべく参加したいと思っています。

また、あのときはこうだった等の経験談が非常に役立ちます。

先日の研修では質問しようと思ったことはすべて丸山さんが質問してくださって助かりました(笑)

安藤法律事務所 神崎幸子

### \* 4月「供託」研修

「難しかった」の感想を多く頂きました。具体的事例に添って、実際に供託書を書いていくことをテーマにしましたので、経験の少ない方は特に戸惑われたのかもしれませんが。

供託は、実務ではあまり登場することのない手続かもしれませんが。ですから弁護士も経験の少ない分野です。そこに我々事務員の活躍の場もあります。

昔は、少ない書式とニラメッコしながら供託官と丁々発止でしたが、今は、事前に相談しFAXのやりとり。法務局のホームページにも多くの具体例が掲載されていますので、随分と楽になりましたが、事実には供託をしないと無効な供託と判決で痛い目にあうこともありますので注意が必要です。

私が思う供託の肝は、「債務の本旨に沿った弁済」と「現実の提供」。研修会でもやっぱり話題になりましたね。皆さん。研究して次回の供託の講師やってみませんか。

横浜法律事務所 塚本聡

#### 感想

初めてMOCの研修に参加しました。難しそうで敬遠して、事務依頼が来ないよう、ただただ願っていた供託。書籍だけではいまいち理解出来なかったり、なかなか頭に入ってこなかったのですが、実務に則した講義内容でとっても分かり易かったです。研修後の懇親会でも、楽しく飲みつつ、質問に答えていただき、すごくありがたかったです。是非また参加したいと思います！

武蔵小杉合同法律事務所 服部泰子

## 次回研修のお知らせ

### 破産管財きほんのき

第6回の研修では、管財事件をとりあげます。

開始決定から配当までの流れを押さえながら、小さな会社の管財事件を担当する場合に必要な知識（換価作業、債権調査、契約関係の整理）について触れていきます。時間があれば、労働者健康福祉機構の立替払いや許可申請・配当などの具体的な業務内容についても触れる予定です。

## 企画報告

### 4月12日（土）BBQ開催！

毎年恒例となっております二俣川でBBQを開催しました。ここ数日、土日になると雨が続けていたので、少しお天気が気になりましたが、当日は天候もよく絶好のBBQ日和で開催出来たことは何よりでした。桜の名所である自然公園ですが、少し残念だったのは、昨年に続いて桜が散ってしまった後であったため、来年こそは桜の花びらが舞い散る中、開催出来たらよりお花見気分を楽しみながらのBBQとなったのではないかと思います。

また、反省すべき点として、今回も？と言うべきか、買出し班の人数が少なかったことと、毎年言い続けていることですが、買い出しの量、特にお酒類が大量に余る結果となってしまったことはもう少し計画を建てて参加人数と買い出しの量を事前に検討しておくことが求められる結果となりました。

いずれにしても、参加された皆さんが、日頃の業務を離れ大勢でワイワイと楽しく飲み・食べる事ができたことは良かったのではと思います。

また、秋には海の公園でBBQを開催予定です！今回参加できなかった方はもちろん参加して下さった方も是非とも皆さん奮ってご参加下さい。

弁護士法人アリスト溝の口法律事務所 大石 康裕

### 感想

4月12日、春のバーベキューに参加しました。前回は雨で中止。前々回は参加できなかったのも、息子と一緒にずっと楽しみにしていました。当日はとてもいい天気。気持ちのいい陽気で、最高のバーベキュー日和でした。お肉もお好み焼きも焼きそばも、どれもおいしくて食べ過ぎてしまったのですが、一通り食べておなかいっぱいになった頃に登場した、ホットケーキ！最高においしかったです。

違う職場の仲間と過ごせる時間は、本当に楽しく、有意義な時間です。いつも準備をして下さる役員のみなさん。楽しい会をありがとうございました。次回も参加します！

息子の一馬も、次のバーベキューの日程は決まっているのか気にしていたので、きっと参加すると思います！！

横浜法律事務所 鎌田綾乃



郵券組み合わせ一覧

平成26年4月、申立時に必要な郵券の組み合わせが変更されました。  
東京・神奈川の裁判所での主な手続について一覧にまとめてみましたので参考にしてみてください。

東京都											
	簡裁			地裁		家裁			高裁		
	通常訴訟	調停	支払督促	通常訴訟	控訴 (1審簡裁)	遺産分割	その他調停	人訴	控訴	抗告	家事抗告
1000			1								
500	8	2		8	8			8	8	4	4
120			1								
100	8	10	1	6	2		2	6	6		4
82	5	5		10	2	10	8	10	10	2	5
52				5	4			5	5		
50	5					40					2
20	5	3		10	8	10		10	10	4	20
10	5	10	1	10	6	20	10	10	10	4	25
5						10	2			2	
2	5					10					10
1	5	10		20	8			20	20	6	20
	5,625	2,580	1,230	6,000	4,800	3,290	966	6,000	6,000	2,400	3,500
当事者増加	500×4 82×2	500×1 100×5 82×2 10×5	1000×1 100×1 10×1	1072×2	1072×2			1072×2	1072×2	1名増すごとに抗告 2400円の組み合わせを 追加 *付帯控訴 1072×2	

神奈川県											
	簡裁			地裁				家裁			
	通常訴訟	調停	支払督促	通常訴訟	反訴	控訴 (1審簡裁)	破産 (同廃)	破産 (管財)	遺産分割	その他調停	人訴
1000			1								
500	7			8	8	8					8
120											
100	7			6		6				2	6
82	5	5	2	10		10		10	30	8	10
52				5	4	5					5
50	5								10		
20	5	4		10	8	10					10
10	5	10		10	10	10		10	20	10	10
5										2	
2	5										
1	5	10		20		20					20
	5,025	600	1,164	6,000	4,468	6,000	-	920	3,160	966	6,000
当事者増加	500×4 82×2	92×1	* 聖さで郵券異なる * 発布通知の票書要	500×4 52×2 20×2	500×4 52×2 20×2	500×4 52×2 20×2	* 債権者地名封筒各1通ずつと弁護士事務所宛封筒2通に82円を貼付		相続人6人以上の場合 82円×40		500×4 52×2 20×2

23条照会 手数料5400円 郵券 一般 402×2 地検立川支部 402+82  
横浜・東京地検 402 その他検察 402×2

MOCでは事務職員の皆様からのご意見・ご質問・原稿の執筆・研修会のお手伝い等を随時募集しております。ホームページまたは下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

MOC通信 2014年6月 No157

発行責任者 柳原 康雄

連絡先 〒210-8544 川崎市川崎区砂子 1-10-2 ソシオ砂子ビル7階  
川崎合同法律事務所 事務局 丸山 賢太郎  
TEL 044(211)0121 FAX 044(211)0123